

## 「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」 重点検討項目②に係る報告（案）

### 重点検討項目②：生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用

生物多様性の保全と持続可能な利用の観点から国土の保全管理を進めるためには、国上レベルでの生態系ネットワークの形成に向けて、国土全体にわたって生物多様性の保全上重要な地域や脆弱な自然環境の保全、都市の緑地の保全を図るとともに、過去に損なわれた生態系等の自然環境の再生を推進する必要がある。

また、将来にわたって自然からの恵み（＝生態系サービス）を享受することができるよう、生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等を促進する必要がある。

このような観点から、以下の a) 、 b) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性の保全上重要な地域等の保全・再生に向けた取組
- b) 生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等の生態系サービスの持続的利用を促進するための取組

#### （1）環境基本計画における施策の基本的方向

生態系サービスを生み出す基盤となる自然環境を維持・回復し、国土のストックとしての価値を増大させていくとともに、国土から生み出される生態系サービスを持続可能なかたちで利用していくことが必要である。

東日本大震災の経験から、自然が恵みと脅威の二面性を有することを認識しながら、持続可能な農林水産業の復興により、失われた生物多様性の回復・維持等を図るとともに、本来生態系が有するレジリエンスの強化を通じて国土全体にわたって自然の質を着実に向上させるなど、我が国の自然的・社会的特性に応じた自然共生社会の実現を目指す。

同時に、循環型社会、低炭素社会の構築に向け、生物多様性、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減、地球温暖化の問題の相互の関係をとらえ、奥山地域から都市地域に至るまで、統合的な取組を進める。

#### （2）現状と取組状況

国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性の保全上重要な地域等の保全・再生に向けた取組として、生物多様性の保全上重要な地域の明確化、各種保護

区の指定など重要地域の保全に関する取組、自然再生や新たな緑地の創造に関する取組、良好な水環境を保全するための取組が行われている。

生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等の生態系サービスの持続的利用を促進するための取組では、グリーンインフラや気候変動への適応などについての検討や、生物多様性に配慮した農林水産業に関する各種取組がみられる。

#### a) 国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性の保全上重要な地域等の保全・再生に向けた取組

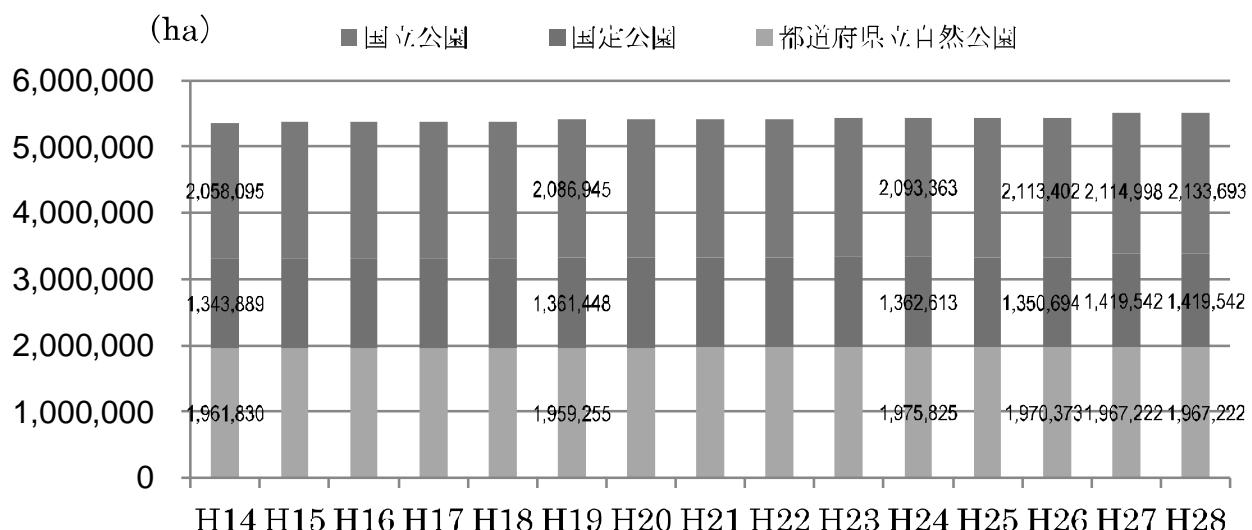
##### 現状

生態系ネットワークの形成を進めるためには、ネットワークの核となる優れた自然環境を有する地域を適切に保全し、これらを有機的につなぐことが重要である。また、流域全体の生態系管理の視点に立ち、さまざまなスケールで森、里、川、海を連続した空間として積極的に保全・再生を進めることとし、プロジェクトを推進している。

我が国においては、生物多様性の保全上特に重要な地域を法令に基づき指定し、管理を行っている。

国上の 14% 以上の面積をカバーしている国立・国定公園などの自然公園は全国レベルの生態系ネットワークの核として重要な役割を担っている。自然公園では、三陸復興国立公園、吉野熊野国立公園及び西表石垣国立公園の区域拡張や、京都丹波高原国定公園の新規指定などにより、指定面積が増加している。国有林野において、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林を対象に、厳格な保護・管理を行う「保護林」の面積が増加している。また、名勝・天然記念物・文化的景観や都市の緑地の保全面積も増加している。

図表 9 自然公園の面積（国立公園・国定公園・都道府県立自然公園）



※平成 28 年度のデータは平成 28 年 4 月 15 日時点のもの。

また、国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性保全上重要な地域の明確化するため、生物多様性保全上重要な里地里山・重要海域・重要湿地を選定する取組が進められている。

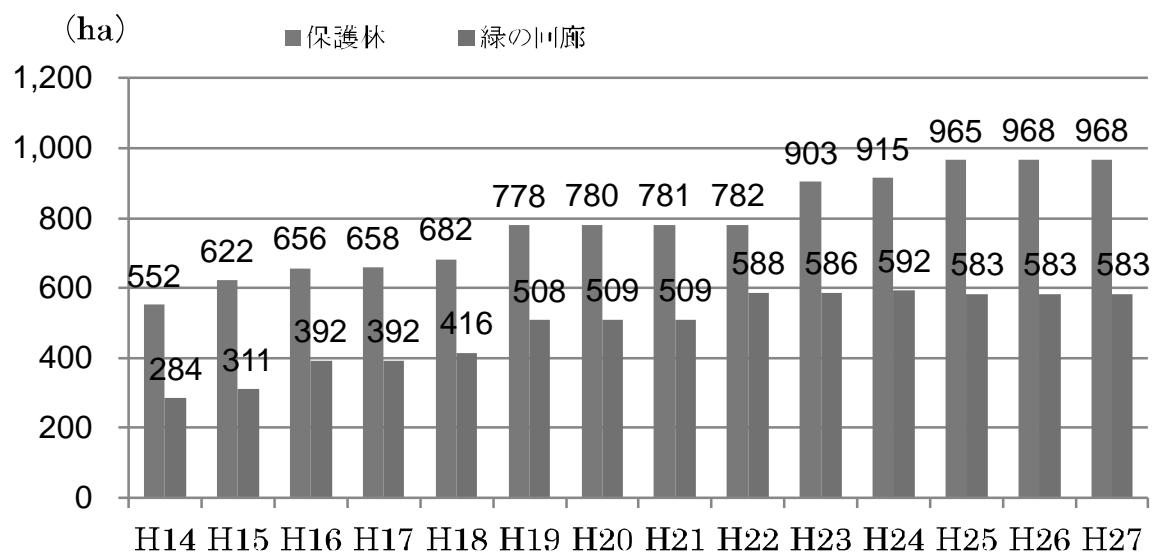
生態系ネットワークの形成に向けては、過去に損なわれた生態系などを取り戻す自然再生も重要な取組である。全国の国立公園・国定公園等では、19 地区（うち環境省直轄は7 地区）で、湿原や森林生態系、サンゴ群集等の再生を図っている。また、社会資本整備に伴う取組として、湿地の再生や干潟の再生といった取組も進められている。

人の働きかけを通じて形成してきた里地里山・田園地域も生物多様性保全上重要な地域である。また、農業生産基盤の整備において生態系ネットワークの保全向けた整備箇所が着実に増加しており、生物多様性に配慮した農業生産基盤の整備が進んでいる。

都市地域においては、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定が進められている。河川においては、多自然川づくりを基本とし、自然な河岸・水際部の形成、水際部の植生回復等生物の生息・生育環境の保全・創出等を考慮した水辺の再生を実施するとともに、生態系ネットワークの形成を推進している。

生態系の健全なつながりを確保する上で、良好な水環境を保全することも重要であり、水質基準の検討、海域の物質循環健全化、下水道の整備などの取組が進められている。

図表 10 国有林野の保護林・緑の回廊面積



#### ＜関連する指標の動向＞

指標など	H25	H26	H27	H28 (4.15 時点)	単位) 備考
自然公園の面積	5,431,321	5,434,469	5,501,762	5,520,457	ha) H26→28 伸び率 1.6%
国有林野の保護林面積	965	968	968	-	千 ha) H25→27 伸び率 0.3%
自然的名勝指定総数	159	165	169	-	件) H25→27 伸び率 6.3%
天然記念物指定総数	1011	1013	1021	-	件) H25→27 伸び率 1.0%

重要文化的景観選定総数	43	47	50	-	件) H25→27 伸び率 16.3%
都市域における水と緑の公的空間確保量	12.9	-	-	-	m <sup>2</sup> /人) H26 以降データ更新中
緑の基本計画策定済み市町村数	669	673	-	-	件) H25→26 伸び率 0.6%
生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所	1,824	1,937	2,030	-	箇所) H26→27 伸び率 4.8%

## 取組状況

### <生態系ネットワークの形成に向けた取組>

#### 【国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性保全上重要な地域の明確化（生物多様性保全上重要な里地里山・重要海域・重要湿地）】（環境省）

生物多様性の保全の核となる地域を有機的につなぐことにより、国十の生態系の骨格となる生態系ネットワークを構築するにあたり、生物多様性の保全上、重要な生息・生育地等を明らかにすることが有効である。

このため「生物多様性保全上重要な里地里山」を 500 箇所選定し、平成 27 年度に環境省のウェブサイトで公表した。

また、海域については、生物学的生産性や多様性、また生態系の唯一性や脆弱性等に注目し、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を抽出し、平成 28 年に発表した。

重要湿地については、平成 26、27 年度において重要湿地の抽出作業及び公表に向け、地方公共団体等との調整を進めた。

#### 【多自然川づくりの推進および広域的な生態系ネットワークの形成】（国土交通省）

すべての川づくりのプロセスにおいて、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本來有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を推進した。また、流域における多様な主体と連携しながら、河川を軸とした広域的な生態系ネットワークの形成の推進を図るため、湿地等の保全・再生や、河川と流域との連続性を確保するための魚道整備等の自然再生事業を取り組んだ。

#### 【地域連携保全活動の推進（「つなげよう森里川海プロジェクト」】（環境省）

（重点検討項目①c の該当施策の再掲のため、内容は省略）

### <重要地域の保全に関する取組>

#### 【国立・国定公園の保全及び活用の推進】（環境省）

風景の保護だけでなく、生物多様性の保全にも寄与する保護地域の指定を進めるため、平成 19~22 年にかけて、自然環境や社会状況の変化、風景評価の多様化を踏

まえ、全国の自然の資質を再評価して、国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張を検討する候補地を抽出する「国立・国定公園総点検事業」を実施し、平成 22 年 10 月に 18 地域の候補地を公表した。その結果に基づき、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張を進めている。

平成 26 年度は、南三陸金華山地域を三陸復興国立公園に編入した。

平成 27 年度は、「熊野枯木灘」を吉野熊野国立公園に編入した。また、「由良川及び桂川上中流域」を京都丹波高原国定公園として新規指定した。

平成 28 年度は、西表島のほぼ全域の国立公園化をはじめとした西表石垣国立公園の区域拡張を行った。

現在、国立公園の新規指定の候補地である「やんばる」において、やんばる国立公園（仮称）の指定を目指し作業を進めている。

#### 【名勝、天然記念物、文化的景観に関する保全・管理・活用等】（文部科学省）

各地域の風致の多様性や生物の多様性の核となるような文化的価値の高い自然地域、動物、景観地等を天然記念物・名勝として指定するほか、地方公共団体等の史跡等保存管理計画策定事業・保存整備事業・公開活用事業に対し、国庫補助を実施している。

適切な保護措置が講じられている重要な文化的景観を、重要文化的景観として選定し、地方公共団体の調査事業、文化的景観保存計画策定事業、重要文化的景観の修理・修景を行う整備事業に国庫補助を実施している。

図表 11 名勝、天然記念物、文化的景観の指定・選定状況

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	全国合計
自然的名勝	6 件指定 (該当 5 県)	4 件指定 (該当 4 県)	169 件 (対 H25 年 6.2%増)
天然記念物	2 件指定 (該当 2 県)	8 件指定 (該当 6 県)	1,021 件 (対 H25 年 1.0%増)
重要文化的景観	4 件選定	3 件選定	50 件 (対 H25 年 16.2%増)

#### 【保護林等整備・保全、希少野生生物等保護管理対策】（農林水産省）

国有林野において、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林については、「保護林」に設定し、厳格な保護・管理を行っている。また、野生生物の移動経路を確保し、「保護林」を中心としたネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するとともに、生育・生息状況の把握等を通じて国有林野内の希少な野生生物の保護を進めている。溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、きめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めている。

国有林野において設定されている「保護林」や「緑の回廊」は、平成 27 年 4 月現在、「保護林」は約 97 万 ha、「緑の回廊」は約 58 万 ha となっている。

これら「保護林」等について、モニタリング調査を実施し、適切な保護・管理や区域の見直しを推進するとともに、外来生物への対策が必要な保護林において、外来生物の駆除、侵入防止のための予防措置についての調査等を実施した。渓流等と一体となった森林については、その連続性を確保し、森林生態系ネットワークの形成を推進した。

#### **【都市公園等、都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進】（国土交通省）**

都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、都市に残された緑地や都市近郊の比較的大規模な緑地の保全を推進するとともに、多様な主体が参画した緑地の保全等により都市の緑地の一層の保全を推進している。

平成 26 年度には、都市公園等整備面積が 1,366ha、特別緑地保全地区の指定面積が 57ha 増加し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における生態系ネットワークの形成を促進した。

#### **<農林水産業に関する取組>**

##### **【環境との調和に配慮した農業農村整備事業等の推進】（農林水産省）**

農業・農村がもたらす美しい自然環境、保健休養・やすらぎ、伝統文化等を次世代に継承し、このような多面的機能による便益を国民が広く享受できるよう、農業用用排水施設等の整備に際して、地域の合意形成と地域住民の参画を得ながら、豊かな生態系とそのネットワークの保全・再生や、良好な景観の形成を推進している。

農業用用排水路の整備にあたり生物の生息環境に配慮した構造とするなど、生態系に配慮した農業生産基盤の整備を実施し、生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所が平成 24～27 年度に全国で約 410 箇所増加した。

##### **【生物多様性に配慮した漁業推進事業】（農林水産省）**

海洋保護区の検証、普及・対外発信及び希少海洋生物の実態調査を行うことにより、生物多様性に配慮した漁業を推進している。

平成 25、26 年度では国内外における海洋保護区の事例を複数調査し、平成 27 年度は、これまで調査を行った事例の中から 2 事例を選定し、地域特性に応じた管理体制、海洋保護区の効果等について総合的に検証した。また、日本型海洋保護区に関する普及・啓発のため、日本型海洋保護区の事例及び効果を整理したパンフレットを作成し、都道府県の水産部局に加え、環境部局、民間団体等への配布を行った。

##### **【内水面漁業振興対策事業】（農林水産省）**

河川・湖沼においては、都市化に伴う漁場環境の悪化による漁獲量の減少、疾病的発生や外来魚・カワウによる被害の増加による淡水魚の漁獲の減少、ウナギの養殖用種苗となる天然ウナギの稚魚の減少といった問題に直面しており、これらを解決す

るための調査・技術開発や漁業関係者の取組を促進することで、在来魚漁獲量やウナギ生産量の維持・回復を図る。

平成 26 年度までオオクチバス等外来魚のより効果的な駆除技術を開発し、平成 27 年 3 月に「誰でもできる外来魚駆除」として、マニュアルをとりまとめ、漁協等の関係機関に配布・普及を図った。

平成 27 年度から「鰐来遊・生息状況調査事業」及び「河川流域等外来魚抑制管理技術開発事業」、平成 28 年度から「河川及び海域での鰐来遊・生息状況調査」及び「効果的な放流手法検討事業」に着手した。

#### 【地域連携推進等対策】（農林水産省）

国有林野において、地域の自然環境保全や自然再生のため、地域住民や自然保護団体などと協働して、森林の整備・保全を推進している。

これまで、多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として、それぞれの地域や森林の特色を生かした効果的な森林管理を行うため国有林野にモデルプロジェクトを設定したほか、世界自然遺産や日本百名山など来訪者が多く植生の荒廃等が懸念される国有林野において、森林保護員（グリーン・サポート・スタッフ）を配置し巡視やマナー啓発活動を行った。

#### ＜自然再生や新たな緑地の創造に関する取組＞

##### 【自然再生事業】（環境省）

生態系サービスを生み出す基盤となる自然環境を維持・回復し、その恵みを享受できる地域社会を創りあげていくことが必要との観点に立ち、自然公園法に基づき、国立公園、国定公園等において行う、失われた自然を積極的に再生する自然再生事業を行っている。

全国 12 地区（うち環境省直轄は 7 地区）で、湿原や森林生態系、サンゴ群集等の再生を図っている。自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を事業に反映させる順応的な方法により進めており、また自然環境学習の場としての活用も積極的に行っているところ。

熊本県阿蘇地域では、面積の減少や荒廃が進み、景観や草原生態系における生物多様性の劣化が生じている草原環境を再生し、次世代へ引き継いでいくための取組を進めているほか、宮城県伊豆沼・内沼では、水鳥・渡り鳥をはじめ、在来魚貝類等多様な生物が生息・生育する湖沼の生態系や、地域の生活と共存した湿地環境の再生を目指し、生態系にとって良好な自然環境の修復等に向けた取組みを進めている。

##### 【港湾緑地の整備・浚渫土砂等を有効活用した自然環境の回復】（国土交通省）

港湾環境分野での取組として、生態系に配慮し、良好な港湾空間を形成するため、緑地、広場、休憩所等の港湾環境施設の整備を行っている。

また、港湾や開発保全航路の開発に伴い発生する浚渫土砂等を有効活用し、徳山下松港での干潟の再生や、東京湾、大阪湾において青潮の原因となる貧酸素水塊の発

生源と考えられている深堀跡への埋め戻しを実施し、良好な自然環境の回復を推進している。

#### ＜良好な水環境を保全するための取組＞

##### 【水質環境基準の検討】（環境省）

海域及び湖沼において、底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的に、環境基準としての底層の溶存酸素量について検討を行い、平成 28 年 3 月に「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示 59 号）を改正し、底層溶存酸素量を環境基準に追加した。

##### 【総量削減状況等モニタリング及び第 8 次水質総量削減の実施に向けた検討】（環境省）

広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、流入する河川流域の発生負荷量や海域への流入負荷量を把握するとともに、水質改善状況との関係を解析することにより、総量削減の実施状況及び効果の把握を行っている。

また、COD については昭和 54 年から、窒素・りんについては平成 13 年から汚濁負荷量の総量削減対策（工場・事業場に対する排出総量規制など）を継続的に実施している。

平成 26 年度には、指定水域における水環境の状況変化や水質汚濁メカニズムの解析を行い、平成 27 年度には、水環境状況の評価及び水質将来予測を実施した。それらの結果を踏まえて、中央環境審議会の意見を聴きつつ「第 8 次水質総量削減の在り方」について検討を進め、平成 27 年 12 月に中央環境審議会より答申がなされた。

その後、総量規制基準の設定方法について検討を行うなど、第 8 次総量削減に向けた検討を進めている。

##### 【下水道整備の推進】（国土交通省）

下水の高度処理、合流式下水道の改善、普及促進等により水環境の改善を図っている。流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進しているほか、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進している。

b) 生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等の生態系サービスの持続的利用を促進するための取組

### 現状

私たちの暮らしを支える生物多様性がもたらす生態系サービスを将来にわたって永続的に享受するためには、多様な主体がそれぞれの立場で、その恩恵を自覚し、持続的利用に取り組むことが重要である。

東日本大震災の経験から、生態系サービスの一つとして生態系の有する防災・減災機能が着目されている。自然生態系は、海岸林が津波被害を軽減する、森林が土砂の崩壊等を抑制するなどにより防災・減災機能を有する。これをうまく活用することで、社会コストを抑えて効果的・効率的な防災・減災対策を検討できる可能性がある。また、従前から存在していた生態系を利用するため、地域の生物多様性へ及ぼす影響が少なく、平時にも生態系サービスを得ることが可能であるため地域の観光や農林水産業等の産業へ及ぼす影響も少ないと考えられている。国十強勧化基本法に基づく国十強勧化基本計画においても、「海岸林、湿地等の自然生態系が有する非常時（防災・減災）及び平常時の機能を評価・検証し、各地域の特性に応じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。」が盛り込まれている。防災・減災機能を含め、生態系サービスを永続的に享受するためには、土地利用、集落の在り方などを一體的に検討し、社会全体のレジリエンスを高めることが必要である。三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクトは「森・里・川・海のつながりを強める」を基本方針の一つに掲げており、そのモデル的な取組として位置づけられる。

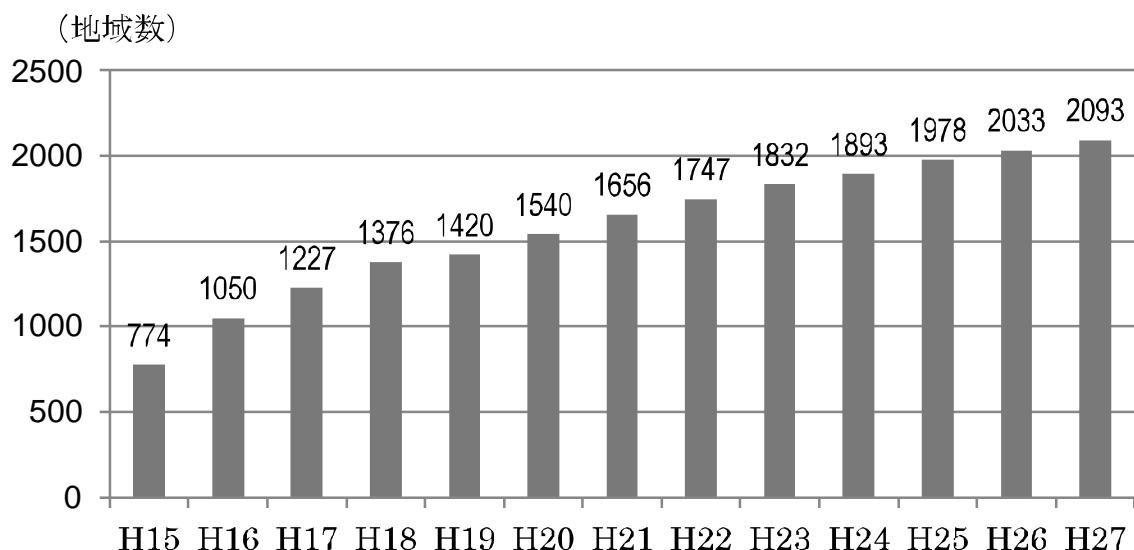
社会資本整備においては、これまででも、自然の営みを視野に入れ、また、地域特性に応じてそれが有する防災・減災機能を活用することにより、自然と調和しながら、生物多様性保全や持続可能な利用の観点からの国十保全に向け、取組みを進めてきたところである。近年、土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を十分に活用していくことにより自然環境・経済・社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めているとする「グリーンインフラ」の取り組みが欧米等で進められており、国内でも平成27年に改訂された国土形成計画、国土利用計画及び社会資本整備重点計画において、社会資本整備や土地利用を考える際に、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用するグリーン・インフラストラクチャーの取組を推進することが盛り込まれた。

生態系から得られるバイオマスの持続的な利用は、気候変動の緩和に加え、人工林の間伐、里山林の管理、水辺における草刈り及び二次草原等における採草などによって生じるバイオマスを利用することで豊かな生物多様性の保全にも資するものである。バイオマス活用推進基本法に基づき、バイオマスの活用の推進に関する計画を策定した市町村の数は、平成22年度の1市町村から平成27年度は32市町村となっている。

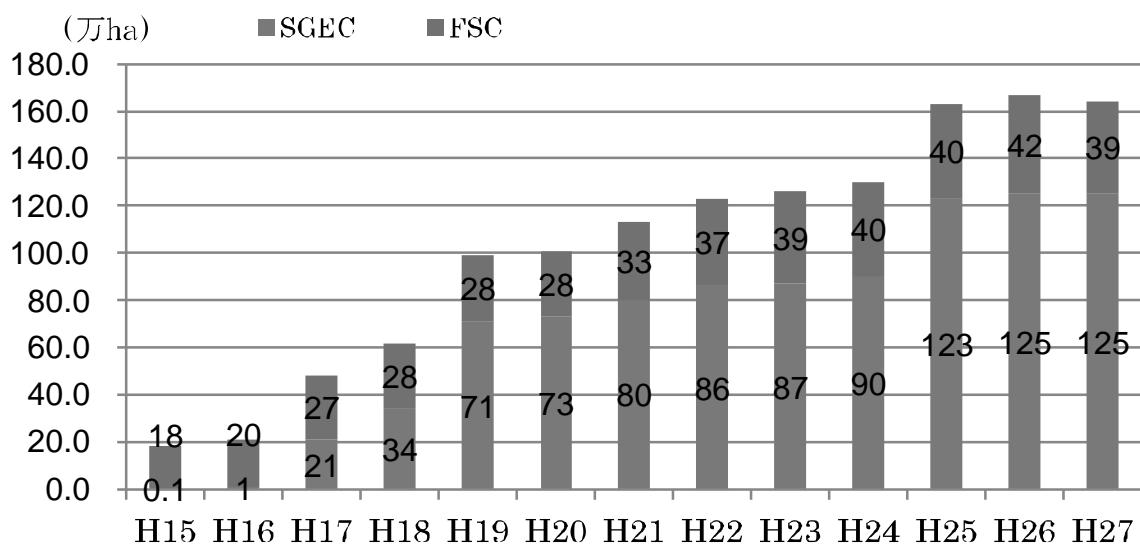
農業では、農業生産基盤の整備において田園自然環境の創造に着手した地域数やエコファーマー累積新規認定件数が着実に増加している。漁業では、漁業者等による資源管理計画数が平成23年度から比べ大きく伸びている。また、生態系の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と流通を進める各種認証制度（SGEC、FSC、MSC、MFI）は拡大しており、生物多様性に配慮した農林水産業の取組が進んでいる状況が把握された。

木材の需給量については、需要量に対する国産材供給量の割合が増加し、平成 21 年には 3 割近くに達している。

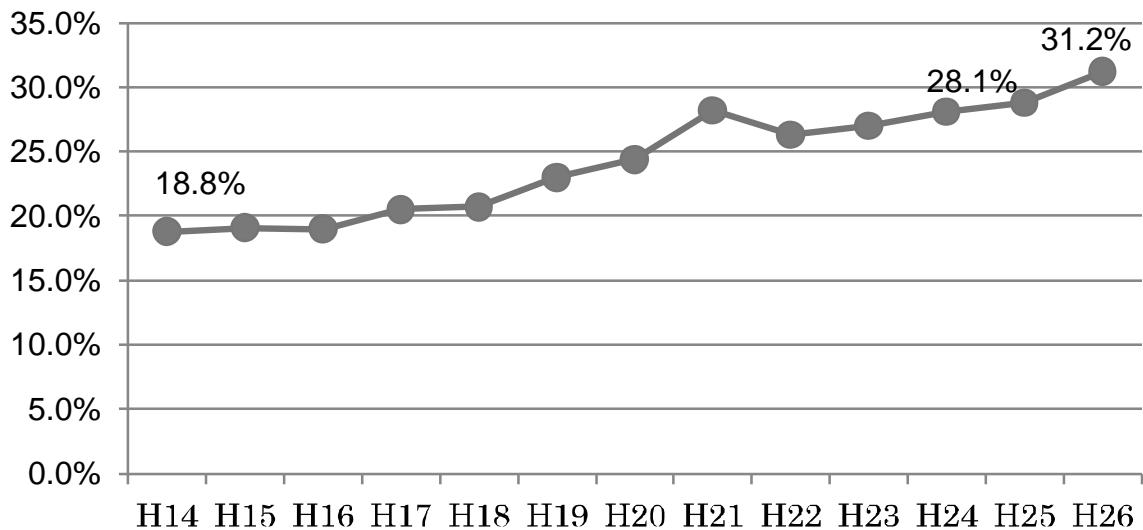
図表 12 田園自然環境の創造に着手した地域数



図表 13 国内の森林認証面積



図表14 木材需給割合（国産材供給量/需要量）



※この木材需給割合には、しいたけ原木及び燃料材を含む。

※平成26年度より燃料用チップを新たに計上。

#### ＜関連する指標の動向＞

指標など	H25	H26	H27	単位) 備考
市町村バイオマス活用推進計画の策定数	25	31	32	市町村) H25→27 伸び率 28%
田園自然環境の創造に着手した地域数	1,978	2,033	2,093	地域) H25→27 伸び率 5.8%
エコファーマー累積新規認定件数	278,540	286,178	292,373	件) H23→25 伸び率 12.7%
漁業者による資源管理等計画数	1,694	1,793	-	件) H25→26 伸び率 5.8%
国内森林認証面積(SGEC)	123	125	125	万ha) H25→27 伸び率 1.6%
国内森林認証面積(FSC)	40	42	39	万ha) H25→27 伸び率 ▲2.5%
MEL ジャパン認証取得数(生産段階)	19	22	23	件) H25→27 伸び率 21.1%
MEL ジャパン認証取得数(流通加工段階)	51	55	53	件) H25→27 伸び率 3.9%
国内漁業認証取得数(MSC)	2	2	2	件) H25→27 伸び率 0.0%
木材需給表(国内生産供給量)	22	24	-	百万m <sup>3</sup> ) H25→26 伸び率 9.1%
木材需給表(需要量)	75	76	-	百万m <sup>3</sup> ) H25→26 伸び率 1.3%

気候変動による影響は、我が国において年平均気温の上昇や降水量の変化など様々な気候の変化、海面水位の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、生態系サービスにも影響が生じることが懸念されており、その影響に対する適応への取組が求められている。

## 取組状況

### ＜防災・減災に関する取組＞

#### 【社会資本整備における「グリーンインフラ」の推進】（国土交通省）

国内外におけるグリーンインフラに係る最新の状況や知見を収集し、課題の整理や今後の方向性について検討を行うとともに、新たな国土形成計画（全国計画）、第5次国土利用計画（全国計画）及び「社会資本整備重点計画」（いずれも平成27年閣議決定）にグリーンインフラの概念を盛り込んだ。

国土交通省による社会資本整備において、自然環境が有する多様な機能を活用する取組を実施した。具体事例は下記のとおり。

- ・全ての川づくりにおいて多自然川づくりを引き続き推進するとともに、海岸においては、津波が堤防を越えた場合に堤防が壊れるまでの時間を遅らせることで、避難時間を稼ぐなどの減災効果を有する「緑の防潮堤」の整備を推進。
- ・都市の防災性向上を図るため、密集市街地等において延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備等を実施。

#### 【生態系の有する防災・減災機能の活用】（環境省）

国土強靭化基本法及び国土強靭化基本計画において、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進することが位置づけられたことを受け、環境省では自然と共生した効果的・効率的で持続可能な防災・減災の推進に資するため、平成26年度より有識者検討会を設置し、平成28年3月に「生態系を活用した防災・減災に関する考え方」をとりまとめた。

#### 【三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクト】（環境省）

平成24年5月7日に策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」に基づき、三陸復興国立公園の創設、長距離海岸トレイル（みちのく潮風トレイル）の設定、地震・津波による自然環境への影響の把握などのグリーン復興プロジェクトを実施することにより、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興に貢献するために必要な事業を実施している。

みちのく潮風トレイルについては、平成28年3月までに約370kmの路線が開通した。また、平成24年度から浄土ヶ浜や気仙沼大島等の施設を順次復旧させ、平成26年5月に震災メモリアルパーク中の浜を供用開始、7月に種差海岸インフォメーションセンターを供用開始した。今後は、情報発信拠点となるトレイルセンターや多言語に対応した標識の整備をはじめ、平成28年10月に南三陸・海のビジターセンター、平成29年4月に石巻・川のビジターセンターの整備を行う。

また、岩手・宮城・福島県内の6地域を対象に、平成24年度から平成26年度まで復興エコツーリズム推進モデル事業を実施し、この成果や課題を踏まえ、地域の自立的・継続的な取組となるよう、平成27年度に推進体制の構築、エコツアーコンテンツ化及び情報発信の強化などの検討を行った。

### **【気候変動の影響への適応計画の策定】（環境省）**

気候変動による影響は、我が国において年平均気温の上昇や降水量の変化など様々な気候の変化、海面水位の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、自然生態系や災害、食料、健康などの様々な面で影響が生ずることが予想されていることから、その影響への対処（適応）について、平成27年11月に政府全体の「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定された。

生物多様性分野における適応に関しては、平成26年度に、12名の学識経験者からなる「生物多様性分野における気候変動の適応に関する検討会」を開催し、その検討を踏まえ、平成27年7月、「生物多様性分野における気候変動への適応についての基本的考え方」と「当面の具体的な取組」をとりまとめ公表した。これらは、上記の適応計画に反映されている。平成27年度には、基本的考え方を説明したパンフレットを作成した。

### **<再生エネルギーの利用に関する取組>**

#### **【里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり】（環境省）**

第四次環境基本計画の目指す持続可能な社会＝「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合的に達成された社会の実現を目的として、地域の再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取り組みについて、基礎情報の整備や関係者を巻き込んだ事業化に向けた検討の支援、事業化に当たっての設備導入に対する支援等を行い、地域資源を最大限活用した自立的・持続的な低炭素化地域の創出を図るもの。特に当該施策については、里地里山等の保全活動と低炭素化をセットで行う。

具体的には、里地里山等の地域社会と密接に関わる自然環境を有する地域において、再生可能エネルギーの導入等の低炭素地域づくりのための設備導入に向けた調査の実施及び計画の策定に対して、平成26年度は10件、平成27年度は2件に対して、必要な経費を支援した。

### **<生物多様性に配慮した農林水産業の振興に関する取組>**

#### **【「農林水産省生物多様性戦略」に基づく生物多様性に配慮した施策の推進】（農林水産省）**

（重点検討項目①bの該当施策の再掲のため、内容は省略）

#### **【環境との調和に配慮した農業農村整備事業等の推進】（農林水産省）**

（重点検討項目②aの該当施策の再掲のため、内容は省略）

#### **【環境保全型農業直接支払交付金】（農林水産省）**

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等を支援する環境保全型農業直接支払交付金は開始5年度目となり、取組面積は76,863ha（平成27年度）

で前年度に比べて 19,119ha と大幅な増加が見込まれているところ（平成 28 年 1 月末時点）。

また、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組むエコファーマーについて、累積新規認定件数は毎年着実に増加し、平成 26 年度末は 292,373 件となったところ。加えて、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和のとれた農業生産活動規範」について、当該規範に基づく点検の要件化等補助事業への関連付けを行い、平成 26 年度は 40 事業に関連付けたところ。

### 【多面的機能支払交付金】（農林水産省）

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域の共同活動に対して、以下に示す農地維持支払と資源向上支払から構成される多面的機能支払交付金により支援している。

#### ○農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援する。

#### ○資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援する。

平成 26 年度は、農地維持支払は全国約 196 万 ha の農用地を対象に約 2 万 5 千組織、資源向上支払は全国約 179 万 ha の農用地を対象に約 2 万 1 千組織が活動を実施し、地域資源の適切な保全管理に向けた取組が行われている。

平成 27 年度（平成 28 年 1 月末時点）は、農地維持支払は全国約 218 万 ha の農用地を対象に約 2 万 8 千組織、資源向上支払は全国約 193 万 ha の農用地を対象に約 2 万 3 千組織に取組が拡大しており、地域資源の適切な保全管理に向けた取組が行われている。

### 【生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援】（農林水産省）

（重点検討項目①a の該当施策の再掲のため、内容は省略）

### 【多様で健全な森林の整備・保全を通じた森林の多面的機能の持続的発揮】（農林水産省）

生物多様性の保全に資する森林施業の方針等について記述している森林・林業基本計画及び全国森林計画に基づき、多様で健全な森林の整備及び保全を推進し、山地災害の防止や生物多様性の保全などの森林の多面的機能の持続的発揮を図っている。

具体的には、森林整備事業等により育成複層林への移行や長伐期化等を推進し、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置された、多様で健全な森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性の保全や山地災害の防止などの森林の有する多面的機能の発揮に貢献している。

### **【水産環境整備事業・水産多面的機能発揮対策事業】（農林水産省）**

海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進している。具体的には、次の事業を実施。

- ・水産環境整備事業：平成 25 年度は藻場・干潟の造成を 1,779ha 実施した。
- ・水産多面的機能発揮対策事業：平成 26 年度において藻場・干潟の保全に取り組む全国 910 の活動組織に対して活動にかかる経費を支援。

### **【生物多様性に配慮した漁業推進事業】（農林水産省）**

（重点検討項目②a の該当施策の再掲のため、内容は省略）

### **【内水面漁業振興対策事業】（農林水産省）**

（重点検討項目②a の該当施策の再掲のため、内容は省略）

### **【里海の創生】（環境省）**

人間の手で管理がなされることにより生産性が高く豊かな生態系を持つ「里海」の創生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境の実現を目指し、藻場・干潟等の拡大や地域における里海づくり活動の推進を図っている。

平成 26 年度は、各地の里海づくりに関する実施数を把握するとともに、情報・事例を収集・整理した。また、藻場・干潟の分布状況を効率的に把握するための調査手法を検討した。

平成 27 年度は、平成 26 年度に収集・整理した各地の里海づくりに関する情報・事例を環境省ウェブサイト「里海ネット」に掲載し情報発信した。また、瀬戸内海東部における藻場・干潟の分布状況調査及び解析等を行った。

## **<その他生態系サービスの持続的利用を促進するための取組>**

### **【名古屋議定書の締結に向けた国内措置の検討】（環境省）**

生物多様性国家戦略 2012-2020 を踏まえ、可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、議定書に対応する国内措置を実施するために、関係省庁による国内措置検討、有識者による国内措置実施等に関する意見のとりまとめ、説明会、ウェブサイト等による普及啓発、国内措置の実施に必要な各制度の情報収集・情報提供、国内外における遺伝資源利用に関する情報収集等を実施している。

平成 26 年 3 月に有識者からなる「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」で国内措置のあり方に関する報告書をとりまとめた後に、関係者の意見を踏まえ、関係省庁による国内措置検討を進めているところ。また、説明会等による普及啓発（平成 27 年度は勉強会を 4 回、シンポジウムを 2 回開催）、国内措置の実施に必要な各制度の情報収集・情報提供（各制度の暫定訳を環境省ウェブサイトに公開）、国内外における遺伝資源利用に関する情報収集等を実施した。

## **【海洋における炭素固定（ブルーカーボン）について調査・研究の推進】（国土交通省）**

平成 21 年 10 月に国連環境計画（UNEP）の報告書『BLUE CARBON』で炭素固定における海洋吸収の重要性が指摘されており、国立研究開発法人港湾空港技術研究所において、ブルーカーボンを利用した気候変動の緩和機能と減災機能の定量的評価手法についての調査・研究を推進している。

## **【都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策】（国土交通省）**

我が国の地球温暖化対策を促進するため、都市公園の整備等の緑化の推進を図ると共に、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行っている。

都市公園の整備等の緑化の推進及び国際的指針に基づく吸収量算定手法の改善により、CO<sub>2</sub>吸収量として 114.6 万トンを計上（平成 26 年度実績）した。

## **【下水道整備の推進】（国土交通省）**

（重点検討項目②a の該当施策の再掲のため、内容は省略）

## **【総量削減状況等モニタリング及び第 8 次水質総量削減の実施に向けた検討】（環境省）**

（重点検討項目②a の該当施策の再掲のため、内容は省略）

## **【生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討】（文部科学省）**

ユネスコの生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の展開などについて検討するもので、具体的には次の活動を実施している。

- ・ユネスコエコパークについての啓発の促進。
- ・日本ユネスコ国内委員会人間と生物圏（MAB）分科会が中心となって関係省庁等の関係者と連携を図りながら、新規指定候補地の登録や既存指定地域の取組を支援。
- ・他のユネスコ活動（特に持続可能な開発のための教育（ESD）、ユネスコスクール等）との連携の促進。
- ・データの収集やウェブサイトの整備を行い、優良事例に関する情報や知識の共有を図るとともに、ユネスコのネットワーク機能を活用した取組を支援。
- ・ユネスコエコパークの広報パンフレットを作成した。理念や目的を分かりやすく写真とともに掲載し、関係省庁・自治体や新規申請を検討中の自治体等に配付予定。

平成 26 年、「只見」（福島県）及び「南アルプス」（山梨県、長野県、静岡県）の 2 件の新規登録、並びに既に登録されている「志賀高原」（群馬県、長野県）の拡張登録が認められた。

平成 27 年 9 月、「白山」（富山県・石川県・福井県・岐阜県）、「大台ヶ原・大峯山・大杉谷」（奈良県、三重県）及び「屋久島・口永良部島」（鹿児島県）の 3 件の拡張登録が認められた。

平成 27 年 10 月、長野県山ノ内町において、「第 14 回生物圏保存地域東アジア・ネットワーク会議（EABRN）」を開催され、東アジア各国のユネスコエコパーク関係者間の交流と情報交換が図られた。また、志賀高原ユネスコエコパークにおいて「第 3 回日本ユネスコエコパークネットワーク（JBRN）大会」が開催され、登録地域を主軸とした新しい JBRN の枠組みが発展し、また、国内のユネスコエコパーク間の情報交換やネットワーキングの機会となった。

平成 27 年 3 月、「日本/ユネスコパートナーシップ事業」により、「ユネスコエコパークを活用した ESD 教員向けガイドブック」及び「中学生対象「南アルプス BR 地域内のシカ獣害」を扱った単元指導案「シカは森の恵み」」を作成し、ユネスコスクール公式ウェブサイトにて周知した。

#### 【名勝、天然記念物、文化的景観に関する保全・管理・活用等】（文部科学省）

（重点検討項目②a の該当施策の内掲のため、内容は省略）

## 今後の課題

- 生物多様性の保全や生物相の回復を図るにあたっては、国土全体のみならず地域的視点も踏まえた生態系ネットワークの形成を進めることが重要となる。現在、生態系ネットワークの核となるような重要地域の保全・再生が進められているが、引き続き、これらの取組を着実に進めることが重要である。
- 生物多様性は地域固有のものであり、地域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画が各地域で策定されることが重要である。また、人口減少や高齢化社会の進展といった今後の社会状況の変化を見据えつつ、生物多様性の恵みを支える健全な物質循環の確保も課題となっている。このため、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、自立・分散型の社会を形成しつつ、農山漁村や都市等の地域間において、森・甲・川・海が生み出す生態系サービスの需給による自然的なつながりや、資金循環や人口交流等による経済的なつながり深めていく「地域循環共生圏」構築の実現化に向けた施策を進めていくことが必要である。
- 生態系ネットワークの形成は、気候の変化に対して適応する生物の移動が円滑に行われるよう、気候変動に対し特に脆弱である生物多様性を保全するためにも必要となると考えられる。政府全体の「気候変動の影響への適応計画」に基づき、引き続き科学的知見を集積するとともに、最新の知見に基づいて、生物多様性分野における気候変動の適応策について検討し、対策を推進していく必要がある。また、社会资本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然生態系の有する防災・減災機能を含む自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能である魅力ある国づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進することが重要である。このため、これらの評価を行い、実際に自然资源を活用した具体的事例を収集するなど地域にわかりやすい形でとりまとめ、自然资源を活用した総合的な地域づくりの中で十分に活用されるよう、努めることが必要である。
- 農林水産業の分野でも、生物多様性の保全に資する様々な取組が行われ着実に成果が得られており、引き続きこれら取組について推進していく必要がある。その一方で、農山漁村における人口減少・高齢化にともない、農林水産業従事者以外も参加した地域ぐるみの取組をいかに進めるかも課題となってきており、このように多様な主体の参加を促すため、農林水産業が生物多様性の保全に果たしている役割をわかりやすく示していくことが必要である。
- 名古屋議定書については、2015年までの国別目標が達成できていなかったことを踏まえ、可能な限り早期に、名古屋議定書を締結し、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することが必要である。